

鶴岡市ケーブルテレビジョン自主放送番組基準

鶴岡市ケーブルテレビジョンは、地域住民の基盤に立つ公共放送の機関として何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで良質な放送を行うことによって、地域振興及び生活、文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、鶴岡市ケーブルテレビジョンはその自主放送において、

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義の徹底を図る。
- (2) 教育・情操道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うようにする。
- (3) 過去のすぐれた文化の保存と新しい育成・普及に貢献する。
- (4) 地域コミュニティの醸成に役立つようにする。
- (5) 公共の放送として権威と品位を保ち、地域住民の期待と要望にそうものであること。

を基本原則として、ここに自主放送の番組編成の基準を定める。

1. 放送番組の一般の基準

① 人格、人権、名誉

- ア) 人権を守り、人格を尊重する。
- イ) 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なったりする放送はしない。
- ウ) 職場を差別的に取り扱わない。

② 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

③ 政治・経済

- ア) 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- イ) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては特に慎重に期する。

④ 社会生活

生活を安らかにすることにつとめ、また、相互扶助精神を高めるようにする。

⑤ 表現

社会道徳及び善良な風俗を害しないように表現に注意する。

⑥ 訂正

放送が事実と相違していることが、明らかとなったときは、すみやかに取り消す、または訂正する。

2. 各種放送番組の内容

- (1) 行政広報に関する番組
- (2) 健康及び福祉に関する番組
- (3) 教育及び文化に関する番組
- (4) 農業に関する番組
- (5) その他の産業に関する番組

- (6) 地域活動に関する番組
- (7) 各種団体活動に関する番組
- (8) 教養及び娯楽に関する番組